

復興大臣 渡辺 博道 様

要 望 書

令和5年5月23日

福島県双葉郡川内村長 遠 藤 雄 幸



福島県双葉郡広野町長 遠 藤 智



福島県南相馬市長 門 馬 和 夫



福島県田村市長 白 石 高 司



東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の発生から12年2か月が経過しました。国や県をはじめとする多くの関係機関からのご支援を頂きながら、生活環境の回復やインフラ整備など復旧・復興に向け全力で取り組んできた結果、生活が再開されている姿が見られるなど、復興は着実に前進しているように見えます。しかしながら、今もなお、多くの方々が避難生活を継続している等復興はいまだ途上にあります。

過去3年間にわたり猛威を振るった新型コロナウイルス感染症については、その位置付けが5類感染症に移行となりましたが、今後とも感染を拡大させない対応が必要と考えます。また、昨年からのウクライナ情勢を機に、エネルギー・物価価格の高騰（高止まり）は地方経済にも大きな影響を及ぼしており、経済再生が急がれております。

令和7年度末までの第2期復興・創生期間は、今年度、3年目となり、令和8年度以降の復興の絵姿を意識しながら、復興を次なるステージに向けて発展、加速化させていくことが必要です。そのため、住民の生活再建に対する継続的な支援や産業基盤再生への様々な支援、さらには、地域力を維持していくため新たな活力の呼び込みが必要であり移住・定住促進への支援が必要不可欠であります。

つきましては、下記の内容について確実に対応をいただくよう、強く要望いたします。

記

1 第2期復興・創生期間における支援について

(1) 第2期復興・創生期間の後半に入っている中、今後も十分な組織体制の継続、復興の進度に応じた柔軟な制度の構築、安定的な財源を確保するとともに、今後新たに顕在化する課題に対しても、引き続き国が前面に立って取り組むこと。

(2) 教育環境の整備、営農再開・新規就農者支援、移住・定住促進、風評払拭に係る施策については、十分な予算を確保すること。また、制度の運用については柔軟な対応がとれるよう図ること。特に、新たな活力を呼び込むための移住・定住施策については、地域の特色を活かせるよう、各自治体に一定の裁量を持たせること。

(3) 原子力災害からの復興が成し遂げられるまで、国は、震災復興特別交付税措置及び普通交付税の人口特例を継続するとともに、福島再生加速化交付金、被災者支援総合交付金、福島生活環境整備・帰還再生加速事業等について、中長期にわたる財源の確保及び弾力的な運用を行うこと。なお、復興特別所得税など復興財源の安定的な確保を図ること。

2 復興に関する補助金等の事業継続及び財源確保について

現在も農林業を中心に出荷規制や土地利用の制約が継続していることもあり、依然として、震災前の生業が営めない地域が残ることから、農林業者や法人等が、新たな事業にチャレンジできるよう、また、民間活力による新たな産業を創出できるよう、柔軟な補助制度を導入するなど支援体制の強化を図ること。

特に、事業再開・帰還促進交付金を活用した原子力被災地域における需要を喚起する取組等により、住民の帰還を促進するための事業

等については、これまで新型コロナウイルス感染症の影響により事業の実施が困難となっている状況から、事業継続のため、期間の延長も含め、予算を追加配分すること。

また、地域復興実用化開発等促進事業費補助金や被災地域農業復興総合支援事業については、複数年の事業計画に対応できるよう柔軟な制度とすること。

以上から、原子力被災地域等の産業復興及び地域経済の発展のため、次の補助金等について、令和6年度も十分な予算を確保した上で事業を継続すること。

- ・被災事業者自立支援事業費補助金（事業再開・帰還促進交付金）
- ・被災地域農業復興総合支援事業（福島再生加速化交付金）
- ・福島県営農再開支援事業
- ・自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金
- ・福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金
- ・福島県創業促進・企業誘致に向けた設備投資等支援補助金
- ・地域復興実用化開発等促進事業費補助金

3 医療費の一部負担金等の免除に対する財政支援について

避難指示区域等における医療費一部負担金、介護保険の利用者負担金、国民健康保険税・後期高齢者医療制度保険料・介護保険料の被保険者の減免の特例措置の見直しについては国からロードマップが示され、令和5年度から段階的な見直しが行われている。

国におかれては、当該被保険者への周知に係る経費及び長期に及ぶ減免措置に伴う納税・納付や滞納整理に係る経費への財政支援並びにコールセンターの設置について継続して支援を行うこと。

また、高齢者をはじめとした被災住民のヘルスケアに係る支援制度の創設及び財政支援の充実を図ること。

4 高速道路無料措置の継続について

現在も多くの住民が福島県内外に避難をしている状況にあることから、一時帰宅等の経済負担を軽減するため、高速道路の無料措置については、適切に令和6年度以降も継続して実施すること。

5 医療提供体制の再構築と保健医療福祉人材の確保について

原子力災害の影響等による深刻な医師不足の状況に鑑み、国が前面に立って、被災地域の医療崩壊の危機を乗り越えるための手立てを十分に講じ、安定的で持続可能な医療体制と医療環境の構築に向けた支援策や財政支援を講ずること。

特に、次代を担う子どもたちの安全・安心の確保に加え、被災住民のこころのケアや認知症等の精神疾患への対応や歯科を含めた医療環境の維持を図るため、医療施設の整備に対する補助や慢性的に不足する医師・歯科医師の安定的・継続的な派遣や確保など、実効性のある支援策を講ずること。

また、避難指示解除地域では、高齢者の帰還住民の割合が高くなることが見込まれることに加え、要支援・要介護認定者が震災前に比べて増加しているが、深刻な介護人材不足により全面稼働できない施設が現在もあり、必要な介護サービスが提供されない状況にあることから、以下の支援策を講ずること。

- ・福祉・介護人材確保事業（就労支援助成、修学資金貸付）に係る経費への財政支援。
- ・高齢化が進み後継者不足となっている医科・歯科における医業承継に伴う医師確保にかかる経費の支援。

6 被害者や地域の実情を踏まえた格差の無い賠償の実施について

中間指針第五次追補に示された追加賠償について、避難指示区域及び緊急時避難準備区域等を含め、居住する住民の置かれている状況を十分に踏まえ、混乱や不公平を生じさせないように配慮しながら、被害実態と整合性のとれた賠償を明確化させ、格差を生じさせ無い

よう迅速かつ確実にいき、また、全ての被害者が賠償請求の機会を失うことのないよう、将来にわたり消滅時効を援用せず、地域の事情や住民の声を丁寧に聞いて、最後の一人まで賠償を尽くすよう指導すること。